


【AIRC Mail Magazine】

第464号(2021年5月21日発行)

***** (一財)旭川産業創造プラザ)

■Contents:

◇関係機関からのお知らせ◇

1. 「中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)」2次公募
2. 旭川市 ものづくり企業販路拡大応援補助金 公募
3. 旭川市 新製品等開発・研究促進補助金 公募
4. 旭川市 地域未来投資促進補助金 公募
5. 旭川市 高齢者向け食品開発補助金
6. 省エネ最適化診断 資源エネルギー庁「令和3年度中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金」による事業

◇関係機関からのお知らせ◇

1. 「事業再構築補助金」公募開始のお知らせ

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する「事業再構築補助金」の第2次公募が開始されました。

■HP ↓

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

※申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。
↓詳しくは下記GビズIDプライムアカウント取得手続きをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

■主要申請要件

1. 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

■補助額等

中小企業・通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

■公募期間

公募開始：令和3年5月20日(木) 18:00

申請受付：令和3年5月26日(水) 予定

応募締切：令和3年7月2日(金) 18:00

2. 旭川市 ものづくり企業販路拡大応援補助金 公募

中小企業の皆様の販売促進活動を応援します。
旭川市では、優れた製品や技術を持つ市内中小企業等の皆様が取り組む販路拡大

事業に対して、その事業に必要な経費の一部を助成します。
補助の対象となる事業を募集します。

1 補助金の概要

■補助の対象となる事業

自社の販売製品・技術で、旭川市内で企画・設計又は製造・加工等されている製品や技術の販売促進に取り組む事業

■募集（採択）枠

- ・一般枠
国内外で開催される展示会への出展や市場調査のほか、販売促進ツールの制作やパッケージデザインのリニューアルなどの販売促進活動を実施する事業
- ・情報発信ツール支援枠
ホームページ・カタログ・動画・パッケージデザインの制作やリニューアルなど、情報発信のための販売促進ツールの制作等による販売促進活動を実施する事業
(補足1) 既存製品のパッケージデザインの一部修正は、対象外となります。
(補足2) 応募書類を提出する時点で完成していない製品や技術は、対象外となります。
(パッケージが未完成の場合については対象となります。)

■採択件数

補助事業の採択件数は、予算の範囲内となります。

■採択の方法

有識者等で構成する審査会で審査し、その結果を踏まえ採択となる事業を決定します。

■お問い合わせ先

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/p005500.html>

旭川市経済部産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号リサーチセンター2階

電話番号：0166-65-7047 ファクス番号：0166-65-7048

受付時間：

午前8時45分から午後5時15分まで

(土曜日・日曜日・祝日及び12月30日から1月4日までを除く)

3. 旭川市 新製品等開発・研究促進補助金 公募

■概要

企業等の皆様の製品開発及び研究に必要な経費に対して補助する「新製品等開発・研究促進補助金」の補助対象事業を募集しています。
この補助金では、様々な製品作りに向けた企画や設計から試作開発までに要する経費について、研究開発費も含めて補助の対象としています。
皆さまの新製品開発にお役立てください。

■補助金名

新製品等開発・研究促進補助金

■募集（採択）予定件数

予算の範囲内

■補助対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

- 補助率・上限額
補助率は、必要経費の5分の4以内です。
上限額は、240万円（ソフト費120万円、ハード費120万円）です。
※新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも前向きな投資を行う事業者を応援するため、昨年度から補助率及び上限額を引き上げています。

- 対象事業
新製品等にかかる研究開発事業
新製品等の改良に係る事業
新製品に関するデザイン開発事業
機械、器具または装置の省力化、高性能化または自動化のための技術の研究
または開発

- 補助対象経費
補助対象期間（令和3年4月1日から令和4年2月28日）に発生したものが対象となります。
事業終了後の補助金額の確定時には領収書等の支出を証する書類が必要です。
予め御了承ください。

- お問い合わせ先
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/p005502.html>
旭川市経済部産業振興課
〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号リサーチセンター2階
電話番号：0166-65-7047 ファクス番号：0166-65-7048
受付時間：
午前8時45分から午後5時15分まで
（土曜日・日曜日・祝日及び12月30日から1月4日までを除く）

4. 旭川市地域未来投資促進補助金 公募

皆様の製品開発にお役立てください。

- 補助金の概要
旭川市では、地域の中核的な企業による製品開発や販路開拓等に必要な経費に対して補助する「旭川市地域未来投資促進補助」の補助対象事業を募集します。
この補助金では、地域中小企業等の企画・研究、デザイン開発、製品開発、販売促進活動までに要する経費について、補助の対象としています。

- 補助金名
旭川市地域未来投資促進補助金

- 募集（採択）予定件数
予算の範囲内

- 補助対象期間
令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

- 補助率、上限額
・補助率 必要経費の5分の4以内
・上限額 320万円

- 対象事業
補助の対象となる事業
地域未来投資促進法に基づく国の同意を受けた旭川市の基本計画に基づく
事業で次の(1)に掲げる要件を満たす事業

(1) 地域の特性を活用した事業で次の1) から 11) までのいずれかに該当するもの

- 1) 旭川地域の豊富な森林資源を背景とした木材関連産業の集積を活用した家具等製造分野
- 2) 旭川市の食料品製造業等の集積を活用した食料品製造関連分野
- 3) 旭川市の北海道縦貫自動車道等の交通インフラを活用した流通関連産業分野
- 4) 旭川市の機械金属産業の集積を活用したものづくり関連分野
- 5) 旭川地域のパルプ・紙・紙加工品製造業の集積を活用したパルプ・紙・紙加工品製造関連分野
- 6) 旭川市の医療関係機関の集積を活用したヘルスケア関連分野
- 7) 旭川市の充実した高度情報通信基盤を活用したIT関連産業分野
- 8) 旭川市の「旭川デザイン協議会」等の人材を活用したデザイン・クリエイティブ産業関連分野
- 9) 旭川市の創業支援機関の知見を活用した創業分野
- 10) 旭川市の旭山動物園等の観光資源を活用した観光関連分野
- 11) 旭川市の窯業・土石製品製造業の集積を活用した窯業・土石製品製造関連分野

■お問い合わせ先

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/d070363.html>

旭川市経済部産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号リサーチセンター2階

電話番号： 0166-65-7047 ファクス番号： 0166-65-7048

受付時間：

午前8時45分から午後5時15分まで

(土曜日・日曜日・祝日及び12月30日から1月4日までを除く)

5. 旭川市 高齢者向け食品開発補助金

高齢者向け食品の開発にお役立てください。

■補助金の概要

旭川市では、優れた製品・技術を持つ市内中小企業の皆様が取り組む、地域の農産物や加工技術等を生かした高齢者向け食品開発に必要な経費に対して補助する（高齢者向け食品開発補助金）の補助対象事業を募集します。この補助金では、高齢者に向けた食品開発の企画から試作開発までに要する経費について、補助の対象としています。

■補助金名

高齢者向け食品開発補助金

■募集（採択）予定件数

予算の範囲内

■補助対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

■補助率、上限額

- ・補助率は、必要経費の5分の4以内です。
- ・上限額は、32万円です。

■対象事業

1. 高齢者向け食品開発等の研究開発事業
2. 高齢者向け食品開発等の改良にかかる事業
3. 高齢者向け食品開発等に関するデザイン開発事業

■補助対象経費

- (1) 試作品等開発費

1. 原材料・副資材費
2. 外注加工費
3. 外注デザイン開発費
4. 分析検査費
5. 委託費
- (2) 事業費
 1. 工業所有権導入費
 2. 直接人件費
(直接人件費の算定は、補助事業事務処理マニュアルによります。)
 3. その他市長が特に認める経費
(補足) 補助対象経費については、補助対象期間(令和3年4月1日から令和4年2月28日)までに支払が完了しているものが対象となります。事業終了後の補助金額の確定時には領収書等の支出を証する書類が必要となります。
予め御了承ください。

■お問い合わせ先

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/d070354.html>
 旭川市経済部産業振興課
 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号リサーチセンター2階
 電話番号：0166-65-7047 ファクス番号：0166-65-7048
 受付時間：
 午前8時45分から午後5時15分まで
 (土曜日・日曜日・祝日及び12月30日から1月4日までを除く)

 6. 省エネ最適化診断 資源エネルギー庁「令和3年度中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金」による事業

「省エネ最適化診断」は「省エネ診断」と「再エネ提案」でエネルギー利用を最適化する新しいサービスです。

次のような事業者さまに最適です。

- ・コロナの影響で出社人数が減少したのに電気代が減らない。
- ・省エネをしたいが何から始めたらいいかわからない。
- ・同業他社と比べてエネルギー代が何故か大きい。
- ・エネルギーの無駄が見える化したい。
- ・設備更新を考えているが、適正容量がわからない。
- ・また、最新の省エネ技術が知りたい。
- ・取引先からCO2削減を求められている。

■サービス概要

○診断対象

次のいずれかが対象です。

1. 中小企業者(中小企業基本法に定める中小企業者) ※1の中小企業者を除く(尚、※1の条件に該当する中小企業者でも、下記の条件に該当する場合は可)
2. 年間エネルギー使用量(原油換算値)が、原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル等(年間エネルギー使用量が100kL未満であっても、低圧電力、高圧電力もしくは特別高圧電力で受電している場合は可)

- ※1
- 1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者
 - 2) 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

○診断及び提案項目

以下の事項について、診断いたします。

1. 工場・ビル等における燃料や電気の使い方に関する事項
2. より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項
3. エネルギー使用の合理化につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項

